

「公立大学の2025年度入学者選抜についての実施要領」の主な変更点

[変更の主旨]

令和6年6月7日付で公表された独立行政法人大学入試センター「令和7年度大学入学者選抜に係る大学入学共通テスト実施要項」14-(4)-①の記述にもとづいて、本実施要領を下記のとおり変更する。

- 「公立大学の2025年度入学者選抜についての実施要領」の変更点（赤字部分）

改訂前（令和5年9月29日 公表）	改訂後（令和6年6月28日 通知）
<p>IV 一般選抜、学校推薦型選抜及び総合型選抜における共通事項</p> <p style="text-align: center;">（中略）</p> <p>○ 各大学からの大学入学共通テスト成績請求・提供について</p> <p>(a) 大学は、当該大学の入学志願者から提出された成績請求票に基づき、2月6日から2月12日までに、入学志願者の大学入学共通テストの成績を請求することができる。</p> <p>(b) ただし、大学入学共通テストを課す学校推薦型選抜及び総合型選抜については、2月5日から請求することができる。</p> <p>(c) 大学入試センターは、各大学の成績請求に基づいて、入学志願者の成績を提供する。</p>	<p>IV 一般選抜、学校推薦型選抜及び総合型選抜における共通事項</p> <p style="text-align: center;">（中略）</p> <p>○ 各大学からの大学入学共通テスト成績請求・提供について</p> <p>(a) 大学は、当該大学の入学志願者から提出された成績請求票に基づき、2月4日から2月12日までに、入学志願者の大学入学共通テストの成績を請求することができる。</p> <p>(b) 大学入試センターは、各大学の成績請求に基づいて、入学志願者の成績を提供する。</p>

公立大学の2025年度入学者選抜についての 実施要領

令和5年9月29日

(一部変更 令和6年6月28日)

公立大学協会

※ 別段の記載がない限り、日付は2025年とする。

I 一般選抜に関する事項

1 各大学・学部的一般選抜の実施方式について

各大学・学部的一般選抜の実施を、次に示す「分離分割方式」と「公立大学中期日程」の二つの併存のもとに行う。

○ 「分離分割方式」

- (a) 先ず、「前期日程」の試験を実施し、その合格者の発表を行い、合格者に入学手続を行わせ、次に、「公立大学中期日程」「後期日程」の試験の実施とその合格者の発表を行い、入学手続を行わせる。
- (b) この際、「前期日程」の試験に合格し、「入学手続前期締切期日」(3月15日)までに入学手続を完了した者については、「公立大学中期日程」又は「後期日程」に出願し、受験しても、「公立大学中期日程」又は「後期日程」の大学・学部の合格者とはしない。
- (c) 「前期日程」、「公立大学中期日程」及び「後期日程」の試験に合格し、その入学手続を行わなかった者は、その合格した大学・学部への入学を辞退したものと取り扱う。
- (d) 「公立大学中期日程」と「後期日程」との組み合わせで受験し、二つの大学・学部合格したときは、それぞれの合格発表を確認した後に、入学を希望する大学・学部を本人が決定するという、いわゆる「事後選択制」を適用する。

2 各大学・学部的一般選抜の実施日程の期日について

各大学・学部的一般選抜の実施日程を、次に示すとおりとする。

○ 「前期日程・後期日程」

2月25日から「前期日程」の試験を行い、次に、3月12日以降に「後期日程」の試験を開始する。

○ 「公立大学中期日程」

3月8日以降に試験を開始する。

3 一般選抜への出願について

- (a) 国公立大学志願者は、前記 2 に示す「前期日程」、「公立大学中期日程」及び「後期日程」で試験を実施する大学・学部から一つずつ、合計三つまでの大学・学部に出願し、受験することができる。
- (b) 各大学・学部の一般選抜への出願期間は、1月27日から2月5日までとする。
- (c) 一つの大学内での異なる学部又は同一学部内での異なる学科・課程・専攻等の募集単位に関し、その志望の順位をつけて出願させ、入学者選抜を行う場合については、従来どおり各大学・学部・学科等の定めるところによるものとする。
- (d) 前記(c)の出願については、「一つの大学内での複数志望」として取り扱うので、このような場合についても前記(a)に示した合計三つまでの大学・学部に出願し、受験することができる。
- (e) 一つの大学内で、異なる日程で試験が実施される同一学部又は異なる学部間の併願を認めるか否かについては、当該大学・学部の定めるところによるものとする。

4 一般選抜の合格者数について

「前期日程」、「公立大学中期日程」及び「後期日程」のそれぞれの合格者数は、原則として、それぞれの日程について公表した募集人員数を下回ってはならないものとする。

5 合格者の発表及び合格者の入学手続期日について

- (a) 各大学・学部は、前記 2 の日程により一般選抜を実施し、次の各区分に従って合格者の発表を行う。
- (b) 「前期日程」は3月1日から3月10日までに合格者を発表し、3月15日を入学手続締切期日とし、これを「入学手続前期締切期日」と称する。
- (c) 「公立大学中期日程」及び「後期日程」は3月20日から3月24日まで（できる限り3月23日まで）に合格者を発表し、3月27日までに入学手続締切期日を設定し、これを「入学手続第1次締切期日」と称する。
- (d) 「2段階選抜」に係る第1段階の選抜の結果発表は、「前期日程」については2月12日までに、「公立大学中期日程」については2月18日までに、「後期日程」については2月28日までに行う。

6 各大学からの請求により大学入試センターから提供する「出願状況資料」について

- (a) 各大学は、適切な合格者数の決定業務に必要があるとき、2月24日以降に大学入試センターへ「出願状況資料」の請求を行うことができる。
- (b) 大学入試センターは、この大学からの請求に基づき、当該大学出願者について、他大学への併願者に、併願大学・学部名を記した「出願状況資料」を当該大学へ提供する。

7 各大学からの請求により大学入試センターから提供する「合格状況資料」等について

- (a) 各大学は以下の項目に従って、それぞれ所定の日までに、それぞれの学部等の合格者等を、大学入試センターへ通知する。
- (b) 大学入試センターは、この合格者等を整理し、各大学からの請求に基づき、「合格状況資料」を提供する。
- (c) 各大学は、「前期日程」試験の合格者及び入学手続完了者を3月16日午後5時までに、大学入試センターへ通知する。
- (d) 大学入試センターは、各大学からの請求に基づき、3月19日午前9時から3月20日までに、「前期日程」の「入学手続完了者資料」を提供する。
- (e) 各大学は、前記(d)の「入学手続完了者資料」所載者を除いて、「公立大学中期日程」及び「後期日程」試験の合格者の発表を行う。
- (f) 各大学は、「公立大学中期日程」及び「後期日程」試験の合格者を3月23日までに発表する場合は3月23日午後5時までに、3月24日に発表する場合は同日正午までに大学入試センターへ通知する。

8 合格者の入学手続に関する事項について

各大学・学部は、「前期日程」について「入学手続前期締切期日」(3月15日)まで、「公立大学中期日程」及び「後期日程」について各大学の設定した「入学手続第1次締切期日」まで、その試験の合格者の入学手続を受け付ける。

それぞれの締切期日までに入学手続を完了しなかった者は、当該大学への入学の意思がなく、入学を辞退した者として取り扱う。

9 追加合格者の取扱に関する事項について

- (a) 追加合格者の決定は、3月28日から開始し、すべての追加合格者について、3月31日を入学手続締切日とし、これを「入学手続第2次締切期日」と称する。
ただし、「入学手続第2次締切期日」については、大学の事情により、次のように取り扱うことができる。
『大学が「追加合格候補者」に該当する受験者への入学の意思の確認を行う日の最終日』を、原則として3月31日とし、この連絡(連絡の方法は各大学の定めるところによる。)を受けて入学の意思を表明した受験者については、当該大学が特に指定した日までに入学手続を完了させる。
- (b) 「追加合格候補者」は、3月27日以前には発表しない。
- (c) 各大学は、追加合格者の決定業務に必要があるとき、3月26日午後1時以降に大学入試センターへ「一般選抜合格状況資料」の請求を行うことができる。
- (d) 一つの国公立大学に入学手続を行った者は、他の国公立大学の追加合格者とはし

ない。これに必要な「入学手続完了者確認」のための手続は別に定める。

- (e) 「前期日程」試験の合格者のうち、入学手続完了者が「前期日程」の募集人員に満たないとき、その「前期日程」試験に係る「追加合格者」決定業務は3月28日から開始する。「公立大学中期日程」及び「後期日程」の各試験に係る「追加合格者」決定業務についても、「前期日程」試験と同じく、3月28日から開始する。
- (f) 「前期日程」試験の合格者が当該大学・学部、に、所定の期日（3月15日）までに入学手続を完了しなかったときは、その受験者について、当該大学・学部としては、前期日程の追加合格者の対象としない。

また、「公立大学中期日程」及び「後期日程」の各試験の合格者が「入学手続第1次締切期日」までに入学手続を完了しなかったときも、それぞれの日程の追加合格者の対象としない。

- (g) 追加合格者が、「入学手続第2次締切期日」（3月31日）又は当該大学が特に指定した日までに入学手続を完了しないときは、当該大学への入学を辞退した者として取り扱う。
- (h) 各大学は、それぞれの学部等の合格者等を大学入試センターへ通知する。

II 学校推薦型選抜に関する事項

- (a) 学校推薦型選抜についての推薦は、入学志願者の属する出身学校長（高等学校校長等）がこれを行い、一人の入学志願者について一つの年度における推薦は、大学入学共通テストを課すもの及びこれを課さないものを含めて、一つの大学・学部に限るものとする。
- (b) ただし、一つの大学・学部の同一の学校推薦型選抜募集単位（学科・課程・専攻等）について、大学入学共通テストを課さない学校推薦型選抜の合格者発表後に、更に、大学入学共通テストを課す学校推薦型選抜を実施する場合について、前者の不合格者を後者の被推薦者とする場合は、その推薦を認める。
- (c) 学校推薦型選抜についての出願期日は、2024年11月1日以降、合格者発表時期は12月1日以降とし、これを実施する大学・学部の定めるところによる。
- (d) 学校推薦型選抜の募集人員については、学部・学科等募集単位ごとの入学定員に占める割合が、5割を超えないことをめやすとして、これを実施する大学・学部の定めるところによる。
- (e) 学校推薦型選抜についての合格者発表の形式（例えば、推薦を行った出身学校長あて通知など）は、当該大学・学部の定めるところによる。
- (f) 学校推薦型選抜についての合格者の発表は、大学入学共通テストを課さない場合は、1月24日まで、大学入学共通テストを課す場合は、2月12日までとし、いずれの場合の合格者についても、2月19日までに入学手続を行わせる。
- (g) 学校推薦型選抜の合格者については、2月19日までに入学手続を行わせるので、

他に出願済の大学・学部を受験しても、その大学・学部の合格者とはなりえないこととし、その旨を募集要項に明記する。

- (h) 学校推薦型選抜の合格者は、学校推薦型選抜の趣旨からみて当該大学に入学手続きを行い入学するのが当然であるが、特別な事情があり、当該出願者の推薦を行った出身学校長から、2月19日までに「推薦入学辞退願」を当該大学・学部へ提出し、その許可を得た場合に限り、その入学辞退を認める。
- (i) 出身学校長（高等学校長）により推薦を受けた者は、学校推薦型選抜について不合格となった場合に備えて、前記Ⅰの3(a)に示した合計三つまでの大学・学部に出願することができる。
- (j) 前記(h)の「推薦入学の辞退を許可された者」について、前記(i)によって出願済の他の大学・学部があるとき、その一般選抜を受験することができる。
- (k) 学校推薦型選抜の合格者が、2月19日までに入学手続きを完了しないときは、当該大学・学部の学校推薦型選抜合格者としての権利を消失する。
更に、前記(j)に該当する場合を除き、出願済の大学・学部を受験しても、その大学・学部の合格者とはならない。
- (l) 学校推薦型選抜を実施した大学・学部は、「学校推薦型選抜合格者」及び「学校推薦型選抜合格者のうち入学手続きを完了した者」並びに前記(h)、(j)に示した「推薦入学の辞退を許可された者」の、それぞれの該当者を大学入試センターへ通知する。
- (m) 前記(l)についての、当該大学から大学入試センターへの通知は、2月20日までにを行い、大学入試センターはこれを整理して、2月24日以降に、大学・学部からの請求に基づき、その資料を提供する。

Ⅲ 総合型選抜に関する事項

- (a) 総合型選抜についての出願期日は、2024年9月1日以降、合格発表時期は11月1日以降とし、これを実施する大学・学部の定めるところによる。
- (b) 国公立大学の総合型選抜に合格し入学手続きを完了した者は、前期、公立大学中期及び後期日程試験の合格者となりえないこととし、その旨を募集要項に明記する。
- (c) 総合型選抜についての合格者の発表は、2月12日までとし、合格者については2月19日までに入学手続きを行わせる。
- (d) 総合型選抜の合格者は、総合型選抜の趣旨からみて当該大学に入学手続きを行い入学するのが当然であることから、2月19日までに「入学辞退届」を当該大学・学部等へ提出しない場合には、前期、公立大学中期及び後期日程試験の合格者となりえない。
- (e) 総合型選抜を実施した大学・学部等は、「総合型選抜合格者」及び「総合型選抜合格者のうち入学手続きを完了した者」並びに前記(d)に示した「入学辞退者」の、

それぞれの該当者を大学入試センターへ通知する。

- (f) 前記(e)についての、当該大学から大学入試センターへの通知は、2月20日までに行い、大学入試センターはこれを整理して、2月24日以降に、大学・学部からの請求に基づき、その資料を提供する。
- (g) 総合型選抜による志願者は、不合格となった場合に備えて、前記Iの3(a)に示した合計三つまでの大学・学部に出願することができる。

IV 一般選抜、学校推薦型選抜及び総合型選抜における共通事項

○ 障害等のある入学志願者への合理的配慮について

各大学は、障害のある者等、受験上及び修学上の配慮を必要とする可能性がある入学志願者に対しては、入学者選抜に際して合理的配慮を行うものとし、あらかじめその配慮内容の情報公表等につとめるとともに、志願者からの相談に適切に対応するものとする。

○ 各大学からの大学入学共通テスト成績請求・提供について

- (a) 大学は、当該大学の入学志願者から提出された成績請求票に基づき、2月~~16~~日から2月12日までに、入学志願者の大学入学共通テストの成績を請求することができる。

~~(b) ただし、大学入学共通テストを課す学校推薦型選抜及び総合型選抜については、2月5日から請求することができる。~~

- (be) 大学入試センターは、各大学の成績請求に基づいて、入学志願者の成績を提供する。

○ 合格者の入学手続について

- (a) 入学手続に当たっては、所定の書類の提出及び入学料の納入を行わせるとともに、「大学入学共通テスト受験票」を提出させ、これに入学手続完了済証として、当該大学名を押印し、これを本人に返却する。
- (b) 一つの国公立大学に入学手続を完了したときは、それ以後にこれを取り消して、他の国公立大学へ入学手続をとることは認められない。

V 「欠員補充第2次募集」に関する事項

- (a) 「欠員補充第2次募集」に出願できる者は、大学入学共通テストを受験し、3月24日の時点で、いずれの国公立大学にも合格していない者（いずれの国公立大学にも出願していない者を含む。）とする。
- (b) 前記(a)の出願条件を満たす者は、「欠員補充第2次募集」を行う大学・学部から、一つの大学・学部に出願することができる。

- (c) 前記 (a) の出願条件を満たす者に加えて、3月24日の時点で、一つ又は複数の国公立大学に合格していた者で、第2次募集出願時に、いずれの国公立大学にも入学手続をとっていない者も、「欠員補充第2次募集」を行う一つの大学・学部に出願することができる。
- (d) 「欠員補充第2次募集」の出願受付及び試験（教科・科目に係る試験を除く）実施は3月28日から開始するものとし、3月31日までに合格者の発表を行う。合格者についての入学手続期日は、当該大学・学部の定めるところによるものとする。
- (e) 各大学は、欠員補充第2次募集の決定業務に必要があるとき、3月28日以降に大学入試センターへ「学校推薦型選抜及び総合型選抜の入学手続完了者一覧資料」の請求を行うことができる。
- (f) 各大学は、それぞれの学部等の合格者等を大学入試センターへ通知する。

VI 2025年度の実施日程

附属資料「公立大学の2025年度入学者選抜についての実施日程表」に示すとおりとする。

(注 記)

大学入学共通テストの実施等に関連して、公立大学の入学者選抜についての実施要領及び実施日程表に規定すべきことが生じたときは、別に定める。

また、一般選抜、総合型選抜及び学校推薦型選抜において、帰国生徒、社会人、私費外国人、秋季入学志願者等を対象とした募集区分を設ける場合には、それらの区分は、本実施要領によらず、各大学において適切に実施することとする。

公立大学の2025年度入学者選抜についての実施日程表

